

令和 7 年 10 月 1 日

協力会社の皆様へ

ジェイアール東海建設株式会社

工事請負契約約款の改正について

謹啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は弊社事業に多大なる支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、電子化に向けた取り組み及び支払保留制度の廃止に伴い、工事下請負契約約款の関係個所の見直しを行いましたので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

謹白

記

1 主な改正箇所

- ・電子化に向けた取り組みとして「書面」を「書面等」に変更
書面等＝書面及び甲が指定した電子書面
第 12 条、第 13 条第 1、2 項、第 14 条、第 15 条第 1、2、3 項、
第 16 条 1、2 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項
- ・支払保留制度廃止による変更
第 37 条第 1、3 項
- ・その他軽微な修正

2 実施日

令和 7 年 10 月 1 日以降の契約に適用します。(変更契約を含む)

3 経過措置

令和 7 年 9 月 30 日以前に締結した契約については、令和 7 年 10 月 1 日以降に締結する変更契約から新約款を適用します。

以上

連絡先

営業部 052-453-2505

担当者 水越・森川

経理部 052-453-2501

担当者 中崎・松井

改正 工事下請負契約約款

現行	改正(案)	備考
工事下請負契約約款	工事下請負契約約款	
<中略>	<中略>	
(安全・衛生の確保など) 第9条 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の事故災害の防止に万全を期する。又作業場では保護帽及び必要により命綱を着用するものとする。 2. 乙は、事故災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。 3. 乙は、その被用者又は乙の下請負人(二次下請、三次下請・・以下同様)の被用者に対する業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。 なお、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の取扱については、注文書、注文請書において次のいずれによるかを定めるものとする。	(安全・衛生の確保など) 第9条 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の事故災害の防止に万全を期する。又作業場では保護帽及び必要により命綱を着用するものとする。 2. 乙は、事故災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。 3. 乙は、その被用者又は乙の下請負人(二次下請、三次下請・・以下同様)の被用者に対する業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。なお、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の取り扱いについては、注文書、注文請書において次のいずれによるかを定めるものとする。	改行位置の修正
<中略>	<中略>	
4. 乙は、甲の労災互助会制度に加入し当該工事の注文金額に対し規定の率により拠出金を拠出する。	4. 乙は、甲の労災互助会制度に加入し、当該工事の注文金額に対し規定の率により拠出金を拠出する。	句読点の追加
<中略>	<中略>	
(書面主義) 第12条 この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。	(書面主義) 第12条 この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面又は甲が指定した電子書面(以下、「書面等」という。)により行う。	取引の電子化に向けた変更
(権利義務の譲渡) 第13条 甲又は乙は、この契約及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 2. 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。	(権利義務の譲渡) 第13条 甲又は乙は、この契約及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面等による承諾を得た場合は、この限りでない。 2. 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面等による承諾を得た場合は、この限りでない。	同上 同上
(一括委任又は一括下請負の禁止) 第14条 乙は、一括して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。	(一括委任又は一括下請負の禁止) 第14条 乙は、一括して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面等による承諾を得た場合は、この限りでない。	同上 同上
(関係事項の通知) 第15条 乙は、甲に対し次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。 (1)建設業の許可業種及び番号 (2)雇用管理責任者 (3)工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法 (4)金銭の請求、受領ならびに諸届に使用する印鑑届	(関係事項の通知) 第15条 乙は、甲に対し次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面等をもって通知する。 (1)建設業の許可業種及び番号 (2)雇用管理責任者 (3)工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法 (4)金銭の請求、受領ならびに諸届に使用する印鑑届	同上 同上
2. 乙は甲に対して個別工事に関し次の各号に掲げる事項を注文請書提出後遅滞なく書面をもって通知する。 (1)現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名 (2)安全管理者の氏名 (3)その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名 (4)その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項	2. 乙は甲に対して個別工事に関し次の各号に掲げる事項を注文請書提出後遅滞なく書面等をもって通知する。 (1)現場代理人を置くときはその氏名及び主任技術者の氏名 (2)安全管理者の氏名 (3)その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者などの氏名 (4)その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項	同上 用語の統一
3. 乙は甲に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。	3. 乙は甲に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面等をもってその旨を通知する。	用語の統一 取引の電子化に向けた変更
(再下請負人の関係事項の通知) 第16条 乙が個別工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。	(再下請負人の関係事項の通知) 第16条 乙が個別工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面等をもって通知する。	同上

改正 工事下請負契約約款

<p>(1) 受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地) (2) 建設業の許可業種及び番号 (3) 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名 (4) 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名 (5) その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者などの氏名 (6) 工事の種類及び内容 (7) 工期 (8) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法 (9) その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項 2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。</p>	<p>(1) 受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地) (2) 建設業の許可業種及び番号 (3) 現場代理人を置くときはその氏名及び主任技術者の氏名 (4) 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名 (5) その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者などの氏名 (6) 工事の種類及び内容 (7) 工期 (8) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法 (9) その他甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項 2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面等をもってその旨を通知する。</p>	<p>用語の統一 取引の電子化に向けた変更</p>
<p><中略></p> <p>(工事材料及び工事用機器他)</p> <p>第20条 乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事用機器について適当でないと認めたときは、乙に対して、その交換を求める。</p> <p>2. 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。</p> <p>3. 第1項による不合格工事材料又は適當でないと認めた工事用機器は、作業所長の指図によって、乙が乙の負担によりこれを引き取る。</p> <p>4. 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指示による。</p> <p>5. 乙は、工事現場に搬入した工事用機器の日常及び定期の点検整備を行い、その記録を甲に提出する。</p> <p>6. 乙の施工上発生した発生材料及び残材料は速やかに作業所外へ搬出する。</p>	<p><中略></p> <p>(工事材料及び工事用機器他)</p> <p>第20条 乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事用機器について適當でないと認めたときは、乙に対して、その交換を求める。</p> <p>2. 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。</p> <p>3. 第1項による不合格工事材料又は適當でないと認めた工事用機器は、作業所長の指図によって、乙が乙の負担によりこれを引き取る。</p> <p>4. 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指示による。</p> <p>5. 乙は、工事現場に搬入した工事用機器の日常及び定期の点検整備を行い、その記録を甲に提出する。</p> <p>6. 乙の施工上発生した発生材料及び残材料は速やかに作業所外へ搬出する。</p>	<p>句読点の追加</p>
<p><中略></p> <p>(条件変更等)</p> <p>第24条 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。</p> <p>(1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。) (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工が実際と相違すること (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと 2. 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。 3. 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。 この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。</p>	<p><中略></p> <p>(条件変更等)</p> <p>第24条 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。</p> <p>(1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。 (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。) (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工が実際と相違すること。 (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。 2. 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。 3. 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。</p>	<p>句読点の追加 句読点の追加 句読点の追加 句読点の追加 改行位置の修正</p>
<p><中略></p> <p>(工事の変更、中止等)</p> <p>第25条 甲は乙に対し、必要があると認めるときは、書面をもって、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。</p> <p>(乙の請求による工期の延長)</p> <p>第26条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。こ</p>	<p><中略></p> <p>(工事の変更、中止等)</p> <p>第25条 甲は乙に対し、必要があると認めるときは、書面等をもって、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。</p> <p>(乙の請求による工期の延長)</p> <p>第26条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面等をもって工期の延長を求めることができる。</p>	<p>取引の電子化に向けた変更 同上</p>

改正 工事下請負契約約款

<p>の場合における延長日数は、甲乙協議して定める。</p> <p>2. 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。</p> <p>(甲の請求による工期の変更等)</p> <p>第27条 甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。</p> <p>2. この約款の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。</p> <p>3. 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第28条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して請負代金額を変更する。</p> <p>2. 甲と発注者との間の請負契約において、当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。</p> <p><中略></p> <p>(一般的損害)</p> <p>第30条 第33条による完成検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。</p> <p><中略></p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第31条 施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることのできない事象により生じたものについては、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>(前払金)</p> <p>第36条 甲が特に必要と認める場合には前渡金を支払ことがある。この場合、甲は乙に対し、公正証書、又は銀行保証もしくは担保提供をもとめる。</p> <p>2. 乙は、前項の前渡金を、甲が発注した個別工事の為に必要な費用以外には、一切使用してはならない。</p> <p>(部分払)</p> <p>第37条 乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分、工事現場搬入材料で、作業所長が認定した範囲内の請負代金相当額に対する10分の9以内の額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。</p> <p>2. 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。</p> <p>3. 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は次の式によって算出する。</p> $\text{請求額} = \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{9} \times 10$ <p><中略></p> <p>(乙の中止権)</p> <p>第40条 次の各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。</p> <p>(1) 甲が乙に対する債務の支払を正当な理由なく遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わない</p>	<p>この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。</p> <p>2. 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。</p> <p>(甲の請求による工期の変更等)</p> <p>第27条 甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面等をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。</p> <p>2. この約款の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。</p> <p>3. 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第28条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。</p> <p>2. 甲と発注者との間の請負契約において、当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。</p> <p><中略></p> <p>(一般的損害)</p> <p>第30条 第33条による完成検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。</p> <p><中略></p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第31条 施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることのできない事象により生じたものについては、この限りでない。</p> <p><中略></p> <p>(前払金)</p> <p>第36条 甲が特に必要と認める場合には前渡金を支払ことがある。この場合、甲は乙に対し、公正証書、又は銀行保証もしくは担保提供をもとめる。</p> <p>2. 乙は、前項の前渡金を、甲が発注した個別工事の為に必要な費用以外には、一切使用してはならない。</p> <p>(部分払)</p> <p>第37条 乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分、工事現場搬入材料で、作業所長が認定した範囲内の請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。</p> <p>2. 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。</p> <p>3. 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は次の式によって算出する。</p> $\text{請求額} = \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{9} \times 10$ <p><中略></p> <p>(乙の中止権)</p> <p>第40条 次の各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。</p> <p>(1) 甲が乙に対する債務の支払を正当な理由なく遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わない</p>	<p>取引の電子化に向けた変更</p> <p>用語の統一</p> <p>誤字の修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>支払保留制度の廃止に伴う変更</p> <p>同上</p>
---	---	--

改正 工事下請負契約約款

<p>とき (2) 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないことが認められ、甲がこれを承認したとき</p> <p><中略></p> <p>第46条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、相当の期間を定めて催告したうえ、個別契約を解除することができる。</p> <p>(1) 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき (2) 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 個別契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。</p> <p><中略></p> <p>(物品納入指定条項)</p> <p>第51条</p> <ol style="list-style-type: none">1. 乙が納入した物品が甲の検査に合格しない場合は、乙は乙の費用で遅滞なく取替等を行ったうえ、甲の検査を受けなければならない。2. 乙は、納入検査合格後といえども、契約不適合が発見された場合は、その取替、補修等、契約不適合による損害の一切を負担しなければならない。3. 乙の責に帰すべき理由による納入遅延（前項の取替も含む）その他債務の不履行があったときは、甲は乙に対し損害賠償の請求、及び契約の解除をすることができる。4. 物品の納入に際し、乙の責により工事目的物、工事用機材又は第三者に損害を及ぼした場合は、その解決と損害の負担は乙自らが行うものとする。ただし、乙が解決と損害の負担を行わないと甲が判断した場合、甲が乙に代わることができる。この場合に要した費用はすべて乙の負担とする。5. 甲が乙に対し立替金、賠償金等の債権を有する場合、甲は当該債権の弁済期限に関わらず乙に対する支払代金と相殺することができる。支払代金と相殺してもなお甲の債権が残る場合、乙はその残金を甲が指定する日までに甲に支払わなければならない。指定する日よりも支払いが遅延した場合は個別契約が成立した日の「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条に定める割合の遅延利息を付して支払わなければならない。6. 発注数量に多少の増減があった場合でも単価更正等は行わない。7. その他物品の納入に関し疑義が生じた場合は両者協議により円満に解決を図ることとする。 <p><後略></p> <p>(附 則) この約款は、乙が甲の個別工事の注文を請け負うことを表示したときより実施する。 (令和7年4月1日改正)</p>	<p>とき。 (2) 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないことが認められ、甲がこれを承認したとき。</p> <p><中略></p> <p>第46条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、相当の期間を定めて催告したうえ、個別契約を解除することができる。</p> <p>(1) 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。 (2) 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 個別契約を解除したときは、甲乙協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。</p> <p><中略></p> <p>(物品納入指定条項)</p> <p>第51条</p> <ol style="list-style-type: none">1. 乙が納入した物品が甲の検査に合格しない場合は、乙は乙の費用で遅滞なく取替等を行ったうえ、甲の検査を受けなければならない。2. 乙は、納入検査合格後といえども、契約不適合が発見された場合は、その取替、補修等、契約不適合による損害の一切を負担しなければならない。3. 乙の責に帰すべき理由による納入遅延（前項の取替も含む）その他債務の不履行があったときは、甲は乙に対し損害賠償の請求、及び契約の解除をすることができる。4. 物品の納入に際し、乙の責により工事目的物、工事用機材又は第三者に損害を及ぼした場合は、その解決と損害の負担は乙自らが行うものとする。ただし、乙が解決と損害の負担を行わないと甲が判断した場合、甲が乙に代わることができる。この場合に要した費用はすべて乙の負担とする。5. 甲が乙に対し立替金、賠償金等の債権を有する場合、甲は当該債権の弁済期限に関わらず乙に対する支払代金と相殺することができる。支払代金と相殺してもなお甲の債権が残る場合、乙はその残金を甲が指定する日までに甲に支払わなければならない。指定する日よりも支払いが遅延した場合は個別契約が成立した日の「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条に定める割合の遅延利息を付して支払わなければならない。6. 発注数量に多少の増減があった場合でも単価更正等は行わない。7. その他物品の納入に関し疑義が生じた場合は甲乙協議により円満に解決を図ることとする。 <p><後略></p> <p>(附 則) この約款は、乙が甲の個別工事の注文を請け負うことを表示したときより実施する。 (令和7年10月1日改正)</p>	句読点の追加 句読点の追加 句読点の追加 句読点の追加 句読点の追加 用語の統一 改行位置の修正 用語の統一 改正日の変更
--	--	---